

## ニッセイ日本債券ファンド(毎月決算型)

追加型投信／国内／債券



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社[ファンドの運用の指図を行います]

**ニッセイアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行います]

**三菱UFJ信託銀行株式会社**

お問合せ ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター **0120-762-506**

9:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

●委託会社の情報（2026年4月末現在）

|       |                    |                            |          |
|-------|--------------------|----------------------------|----------|
| 委託会社名 | ニッセイアセットマネジメント株式会社 | 資本金                        | 100億円    |
| 設立年月日 | 1995年4月4日          | 運用する<br>投資信託財産の<br>合計純資産総額 | 11兆842億円 |

●商品分類等

| 商品分類        |            |                       | 属性区分                          |              |            |               |
|-------------|------------|-----------------------|-------------------------------|--------------|------------|---------------|
| 単位型・<br>追加型 | 投資対象<br>地域 | 投資対象<br>資産<br>(収益の源泉) | 投資対象<br>資産                    | 決算頻度         | 投資対象<br>地域 | 投資形態          |
| 追加型         | 国内         | 債券                    | その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券(一般))) | 年12回<br>(毎月) | 日本         | ファミリー<br>ファンド |

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会ホームページ  
<https://www.imaj.or.jp/> にてご確認ください。

- 本書により行う「ニッセイ日本債券ファンド(毎月決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年7月14日に関東財務局長に提出しており、2026年7月15日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者(既にファンドをお持ちの投資者)の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額(便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます)については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊(ファンド掲載名:郵日本債)および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認ください。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

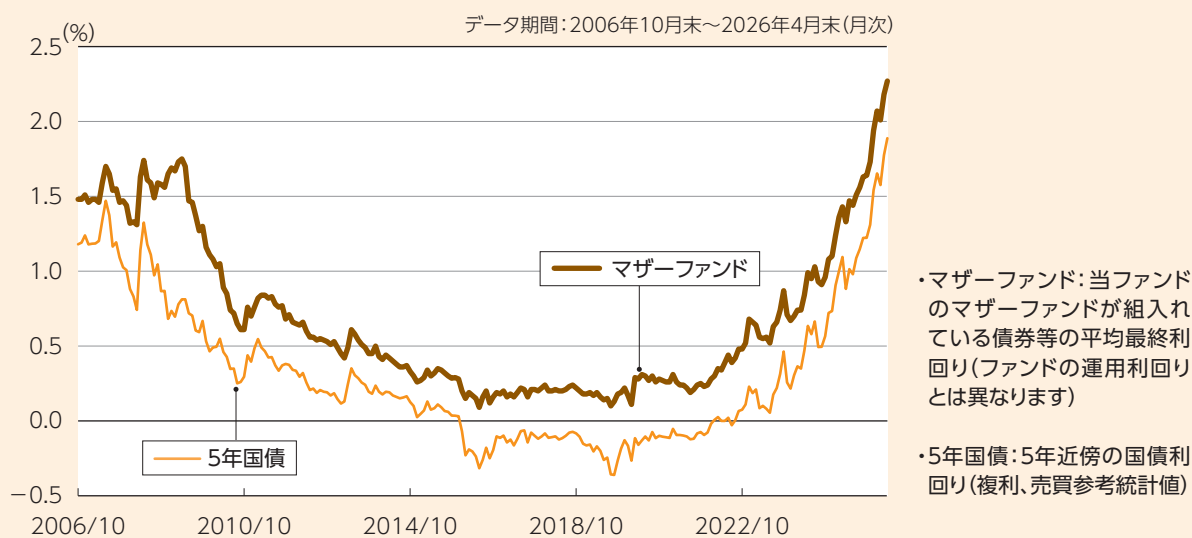
「ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド」を通じて、実質的に国内の公社債に分散投資を行い、安定した配当等収益の確保および信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 日本 の 債券 に 分散 投資 を 行い、利 回 り の 向 上 を め ざ し ま す。

- 国債以外の債券(社債、地方債等)を積極的に組入れ、相対的に高い利回りの実現をめざします。

#### 利回り比較



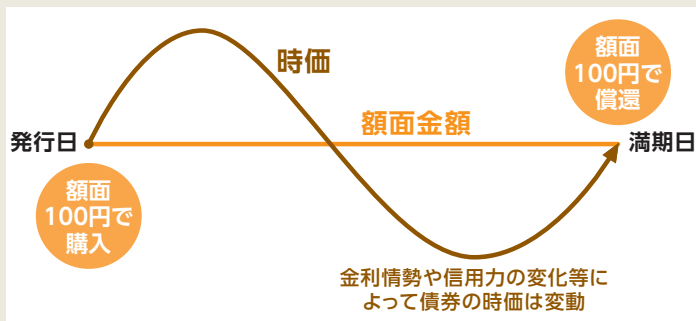
出所) 日本証券業協会のデータを基にニッセイアセットマネジメント作成

❗ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

#### 〈ご参考〉債券とは

債券とは、①定期的に利息が支払われ、②満期時には額面金額が戻ってくる商品です。株式と比較すると、債券は安定性の高い商品であると考えられます。

##### 〈債券の満期までの値動き(イメージ)〉



❗ 発行体が破綻した場合など、利息や償還金が受取れない場合もあります。

##### 〈債券と株式の違い〉

###### 債券

- ・定期的に利息が支払われる。
- ・満期時には額面金額が戻ってくる。

###### 株式

- ・配当の支払いや額が決まっていない。

## 1. ファンドの目的・特色

### 2 信用力の高い債券に幅広く分散投資を行います。

#### 高格付債投資

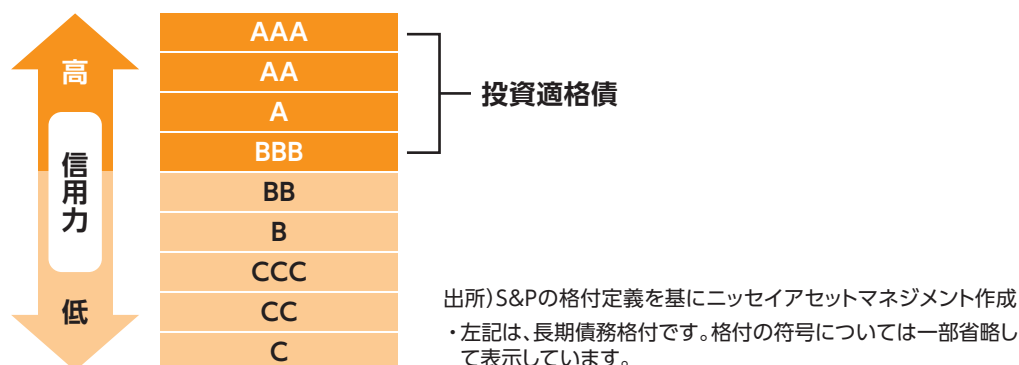
- 原則として投資適格債(BBB格以上)に投資し、ポートフォリオの平均格付をA格以上に保ちます。また、組入債券については、信用力調査\*を行うことで、信用リスクの低減を図ります。

\*個別企業や債券の発行体の財務分析・業種分析等の調査のことをいいます。

#### 幅広い銘柄に分散投資

- 幅広い銘柄に分散投資を行うことで、ファンド全体の信用リスクを抑え、運用収益の安定化を図ります。

#### 〈債券の格付について〉

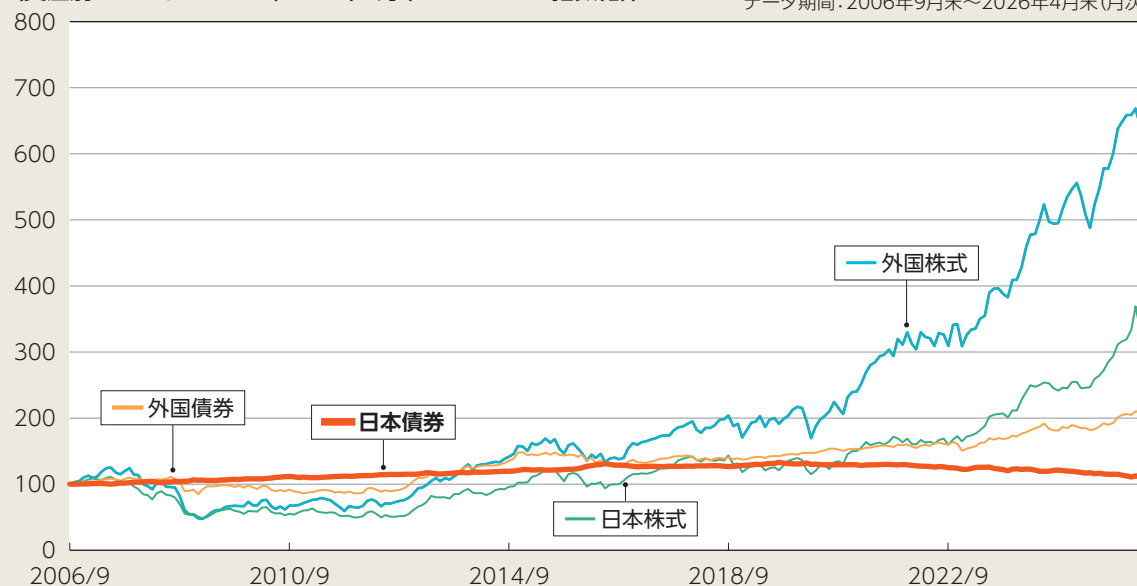


#### 〈ご参考〉日本債券の特徴

投資対象として日本の債券をみた場合、外国債券や国内外の株式に比べて、相対的に価格変動が安定していることが特徴といえます。これは、主に為替変動リスクや株価変動リスクがないためです。

##### 〈資産別のパフォーマンス(2006年9月末を100として指数化)〉

データ期間: 2006年9月末～2026年4月末(月次)



出所) FactSet等のデータを基にニッセイアセットマネジメント作成

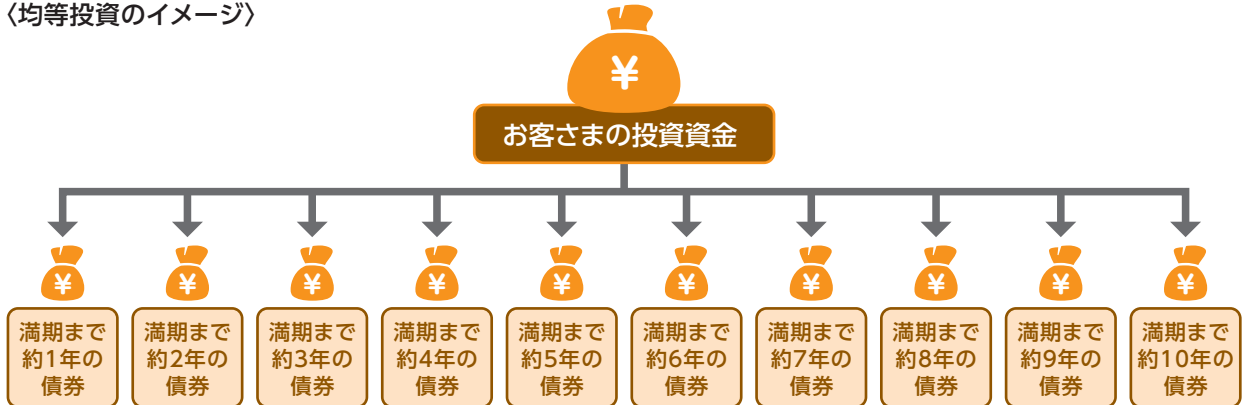
・日本債券: NOMURA-BPI総合、外国債券: FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)、日本株式: TOPIX(配当込み)、外国株式: MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

❗ 上記は各種指数の過去の推移を示したものであり、当ファンドの運用実績ではありません。将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。  
当ファンドの運用実績については、後記「3. 運用実績」をご覧ください。

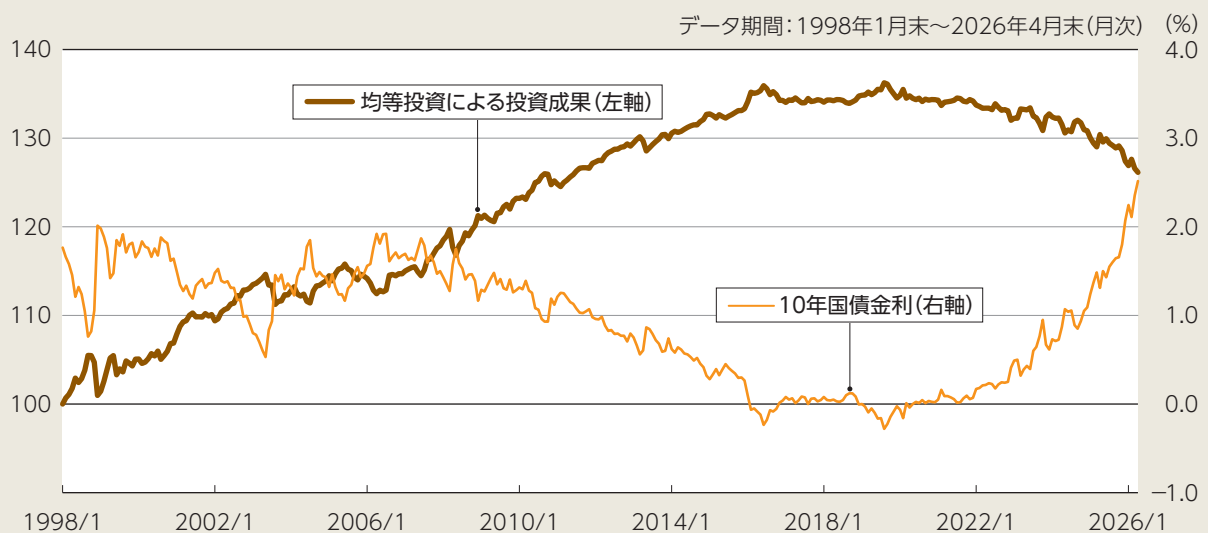
### 3 安定した金利収入の獲得をめざします。

- 債券の残存期間（満期までの期間）毎に均等に投資を行い、安定した金利収入の獲得をめざします。

〈均等投資のイメージ〉



#### 〈ご参考〉 国債に均等投資した場合の投資成果と10年国債金利



出所) 日本相互証券等のデータを基にニッセイアセットマネジメント作成

- 均等投資による投資成果: NOMURA-BPI/Ladder10年を用いて1998年1月末を100として指数化したものです。当ファンドの投資成果ではありません。

❗ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

### 4 毎月、安定した分配をめざします。

- 各月14日(年12回・休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、安定的に分配金をお支払いすることをめざします。

〈分配イメージ〉

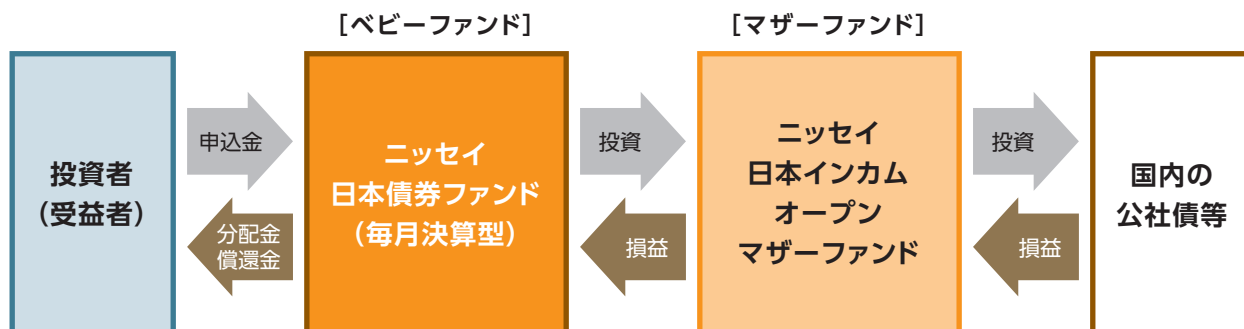


❗ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよび水準について、示唆、保証するものではありません。

## 1. ファンドの目的・特色

### ●ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



！ マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもとまない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

### ●主な投資制限

|               |                                                              |
|---------------|--------------------------------------------------------------|
| 株 式           | 株式への投資は転換社債の転換等による取得に限るものとし、<br>実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。 |
| 同 一 銘 柄 の 株 式 | 同一銘柄の株式への実質投資割合は、<br>信託財産の純資産総額の5%以下とします。                    |
| 投 資 信 託 証 券   | 投資信託証券(マザーファンドは除きます)への実質投資割合は、<br>信託財産の純資産総額の5%以下とします。       |
| 外 貨 建 資 産     | 外貨建資産への実質投資割合は、<br>信託財産の純資産総額の20%以下とします。                     |

### ●収益分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 原則として配当等収益等を中心に分配を行うことをめざしますが、売買益が発生した場合には、配当等収益に売買益等を加えた額から分配を行うこともあります。
- 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

！ 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

### 〈「ファンドの特色」において使用している指数についての説明〉

- ・NOMURA-BPI各種指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。



# 追加的記載事項

## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

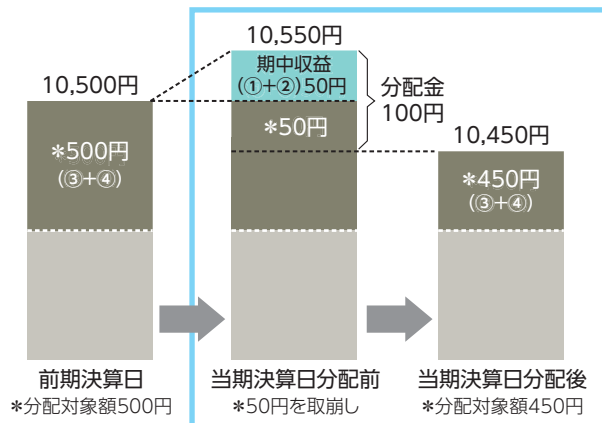
ファンドの信託財産

分配金

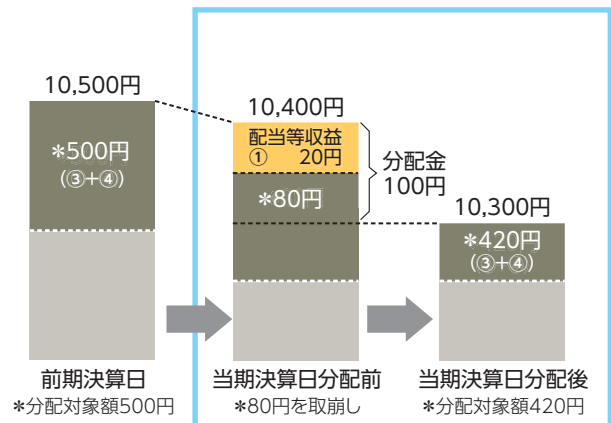
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



- 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

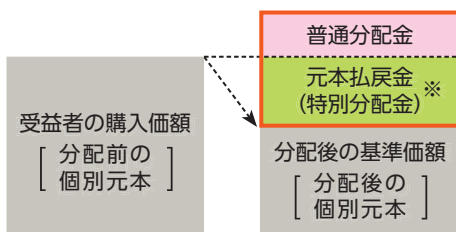
分配準備積立金：期中収益(①および②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。

収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

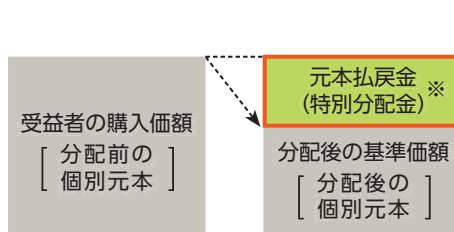
❗上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金(特別分配金)が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

- 普通分配金に対する課税については、後記「4. 手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## 2. 投資リスク

### 基準価額の変動要因

- ファンド(マザーファンドを含みます)は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

#### ●主な変動要因

|             |             |                                                                                                          |
|-------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 債券投資<br>リスク | 金利変動<br>リスク | 金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。                                     |
|             | 信用<br>リスク   | 債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。 |
| 流動性リスク      |             | 市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。                                            |

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。
- ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

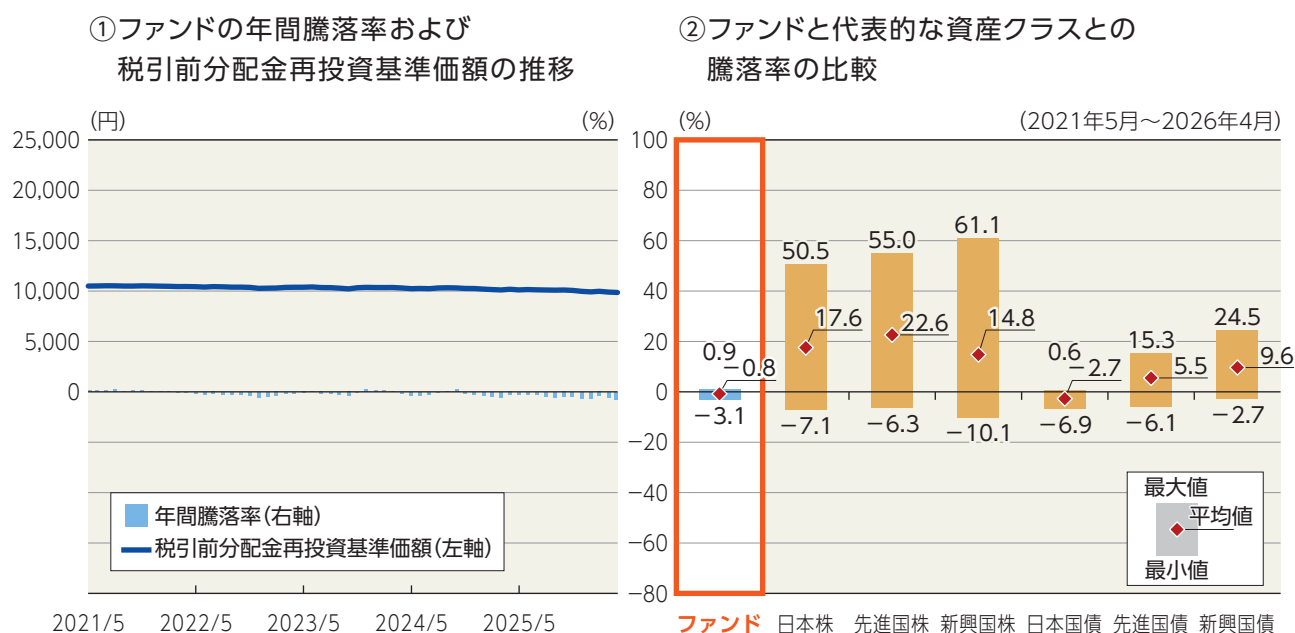
### リスクの管理体制

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。



**(参考情報)** 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。



- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間ににおけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

#### <代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX (東証株価指数) (配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし (対円)」の指数を採用しています。

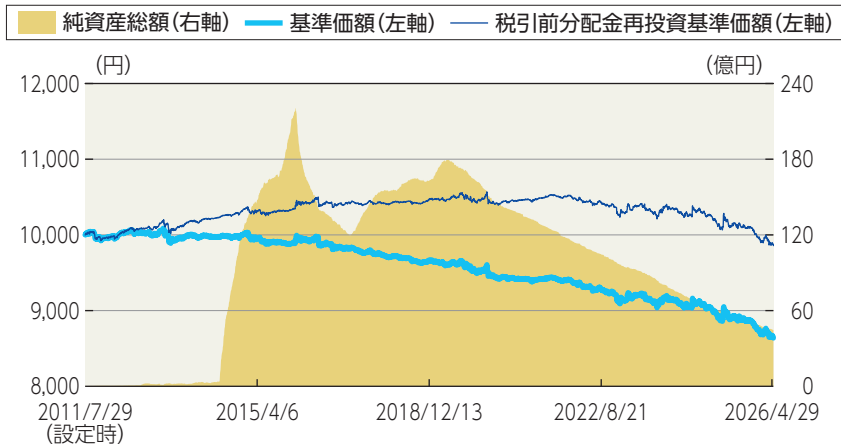
**!** 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX (東証株価指数) の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」といいます) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

### 3.運用実績

2026年4月末現在

#### ●基準価額・純資産の推移



- ・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

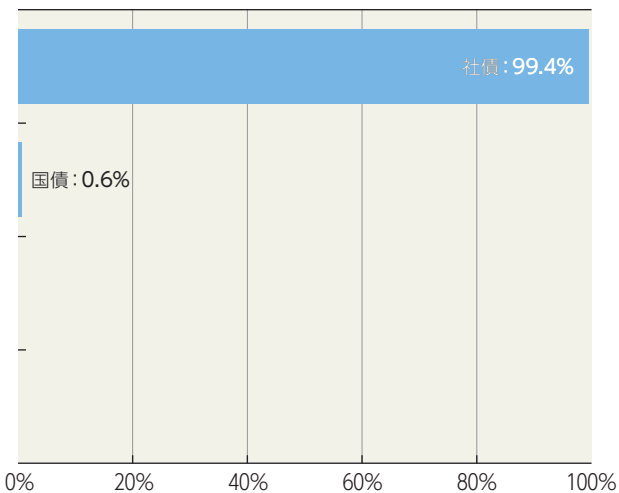
|       |        |
|-------|--------|
| 基準価額  | 8,638円 |
| 純資産総額 | 44億円   |

#### ●分配の推移 1万口当り(税引前)

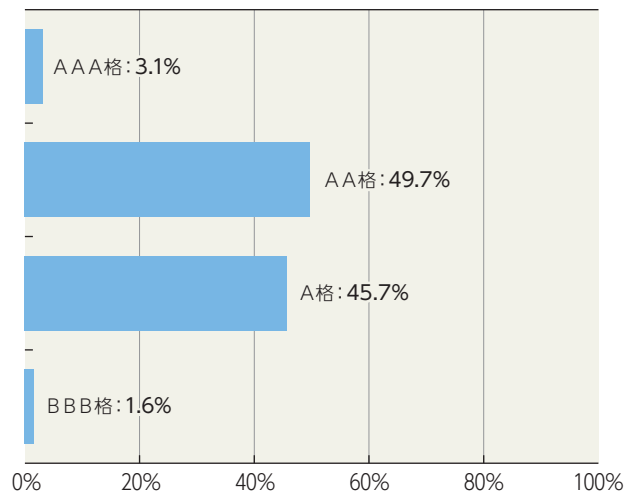
|           |        |
|-----------|--------|
| 2025年12月  | 3円     |
| 2026年 1 月 | 3円     |
| 2026年 2 月 | 3円     |
| 2026年 3 月 | 3円     |
| 2026年 4 月 | 3円     |
| 直近1年間累計   | 36円    |
| 設定来累計     | 1,279円 |

#### ●主要な資産の状況(マザーファンド)

セクター別構成比



格付分布【平均格付:AA-】



- ・上記グラフはすべて対組入債券評価額比です。
- ・社債には、公社公団債等の一部の特殊債券を含みます。
- ・格付は、R&I、JCR、Moody's、S&Pのうち、上位の格付を採用しております。また、平均格付とは、上記作成基準日時点でマザーファンドが保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、当ファンドの信用格付ではありません。

❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

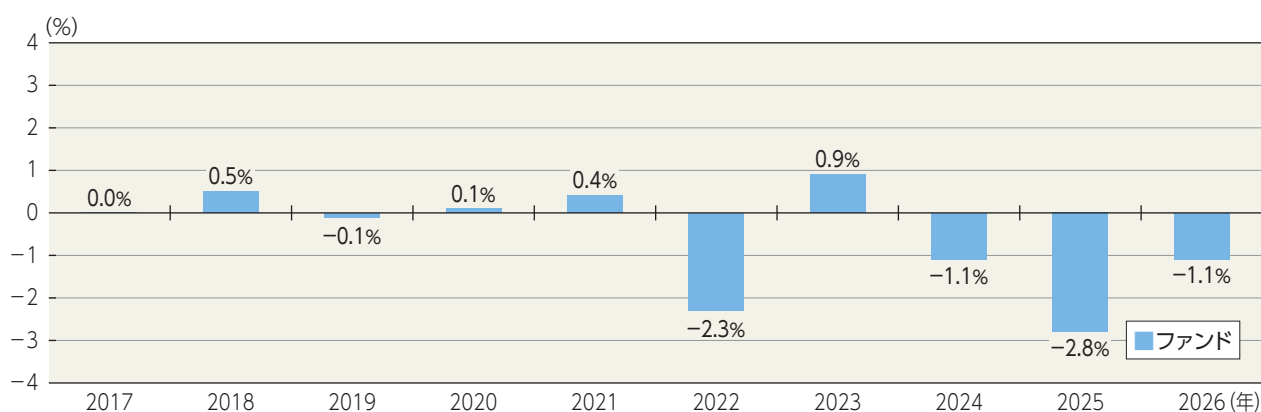
## ●組入上位銘柄(マザーファンド)

|    | 銘 柄             | 種 別 | 償 還 日      | 比 率  |
|----|-----------------|-----|------------|------|
| 1  | 第3回 神奈川中央交通     | 社債  | 2026/12/07 | 1.4% |
| 2  | 第47回 日本精工       | 社債  | 2027/12/07 | 1.4% |
| 3  | 第16回 武田薬品工業     | 社債  | 2031/10/14 | 1.2% |
| 4  | 第2回 日鉄住金物産      | 社債  | 2028/03/03 | 1.2% |
| 5  | 第11回 三井住友海上火災保険 | 社債  | 2035/07/25 | 1.2% |
| 6  | 第6回 T&Dホールディングス | 社債  | 2035/09/04 | 1.2% |
| 7  | 第17回 ダイセル       | 社債  | 2030/12/13 | 1.1% |
| 8  | 第15回 クボタ        | 社債  | 2032/06/02 | 1.1% |
| 9  | 第11回 日本通運       | 社債  | 2026/07/14 | 1.1% |
| 10 | 第9回 ソフトバンク      | 社債  | 2027/12/03 | 1.1% |

・社債には、公社公団債等の一部の特殊債券を含みます。

・比率は対組入債券評価額比です。

## ●年間収益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

・2026年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 4. 手続・手数料等

### お申込みメモ

|        |                    |                                                                                                                                                                                                           |
|--------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時    | 購入単位               | 各販売会社が定める単位とします。                                                                                                                                                                                          |
|        | 購入価額               | 購入申込受付日の基準価額とします。<br>● 収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。                                                                                                                                                  |
|        | 購入代金               | 各販売会社が定める日までに、各販売会社にお支払いください。                                                                                                                                                                             |
| 換金時    | 換金単位               | 各販売会社が定める単位とします。                                                                                                                                                                                          |
|        | 換金価額               | 換金申込受付日の基準価額とします。                                                                                                                                                                                         |
|        | 換金代金               | 換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                        |
| 申込について | 申込締切時間             | 原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。                                                                                                              |
|        | 購入の申込期間            | 2026年7月15日から2027年1月14日まで<br>● 期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。                                                                                                                                             |
|        | 換金制限               | ありません。                                                                                                                                                                                                    |
|        | 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付けを中止すること、および既に受付けした購入・換金の申込みの受付けを取消すことがあります。                                                                                                        |
| 決算・分配  | 決算日                | 毎月14日（該当日が休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                                                                                    |
|        | 収益分配               | 年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。<br>● 販売会社との契約によっては再投資が可能です。                                                                                                                                               |
| その他    | 信託期間               | 無期限（設定日:2011年7月29日）                                                                                                                                                                                       |
|        | 繰上償還               | 以下の場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。<br>・ファンドの受益権口数が、換金により10億口を下回っているとき<br>・ファンドの主要投資対象であるニッセイ日本インカムオープンマザーファンドの受益権の総口数が、ファンドの換金、または当該マザーファンドに投資する他のベビーファンドの換金により、100億口を下回っているとき |
|        | 信託金の限度額            | 2兆円とします。                                                                                                                                                                                                  |
|        | 公 告                | 電子公告により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.nam.co.jp/">https://www.nam.co.jp/</a> )に掲載します。                                                                                                               |
|        | 運用報告書              | 委託会社は4・10月の決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社から受益者に交付します。                                                                                                                                                         |
|        | 課税関係               | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の対象となりますが、当ファンドは、NISAの対象ではありません。                                                                               |

## ファンドの費用・税金

### ●ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 |         |                                                                                                                      |                                                                              |
|----------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時            | 購入時手数料  | <p>購入申込受付日の基準価額に<b>1.1% (税抜1.0%)</b>を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。</p> <p>●料率は変更となる場合があります。<br/>詳しくは販売会社にお問合せください。</p> | <p>▶購入時手数料:購入時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料</p> |
| 換金時            | 信託財産留保額 | ありません。                                                                                                               |                                                                              |

毎日

運用管理費用  
(信託報酬)

ファンドの純資産総額に信託報酬率をかけた額\*とし、ファンドからご負担いただきます。

※運用管理費用(信託報酬)＝保有期間中の日々の純資産総額×信託報酬率(年率)

信託報酬率は、每期、計算期間開始日の前月末における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じ、またその配分は販売会社毎の純資産総額に応じて以下の通りとします。

信託報酬率(年率)およびその配分

| 新発10年固定利付国債の利回り(終値) | 信託報酬率                 | 配分(税抜)               |        |        |        |
|---------------------|-----------------------|----------------------|--------|--------|--------|
|                     |                       | 販売会社毎の純資産総額          | 委託会社   | 販売会社   | 受託会社   |
| 0.5%未満              | 0.1595%<br>(税抜0.145%) | 2,500億円超 の部分         |        |        |        |
|                     |                       | 500億円超 2,500億円以下 の部分 | 0.050% | 0.075% | 0.020% |
|                     |                       | 500億円以下 の部分          |        |        |        |
| 0.5%以上<br>1%未満      | 0.3520%<br>(税抜0.320%) | 2,500億円超 の部分         |        |        |        |
|                     |                       | 500億円超 2,500億円以下 の部分 | 0.150% | 0.150% | 0.020% |
|                     |                       | 500億円以下 の部分          |        |        |        |
| 1%以上<br>3%未満        | 0.4730%<br>(税抜0.430%) | 2,500億円超 の部分         | 0.180% | 0.220% |        |
|                     |                       | 500億円超 2,500億円以下 の部分 | 0.190% | 0.210% | 0.030% |
|                     |                       | 500億円以下 の部分          | 0.200% | 0.200% |        |
| 3%以上<br>4%未満        | 0.5940%<br>(税抜0.540%) | 2,500億円超 の部分         | 0.230% | 0.270% |        |
|                     |                       | 500億円超 2,500億円以下 の部分 | 0.240% | 0.260% | 0.040% |
|                     |                       | 500億円以下 の部分          | 0.250% | 0.250% |        |
| 4%以上<br>5%未満        | 0.8250%<br>(税抜0.750%) | 2,500億円超 の部分         | 0.330% | 0.370% |        |
|                     |                       | 500億円超 2,500億円以下 の部分 | 0.340% | 0.360% | 0.050% |
|                     |                       | 500億円以下 の部分          | 0.350% | 0.350% |        |
| 5%以上                | 0.9350%<br>(税抜0.850%) | 2,500億円超 の部分         | 0.380% | 0.420% |        |
|                     |                       | 500億円超 2,500億円以下 の部分 | 0.390% | 0.410% | 0.050% |
|                     |                       | 500億円以下 の部分          | 0.400% | 0.400% |        |

・表に記載の配分先の料率には、別途消費税がかかります。

<運用管理費用(信託報酬)を対価とする役務の内容>

委託会社：ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等

販売会社：購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等

受託会社：ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

❗ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

## 4. 手続・手数料等

### ●ファンドの費用

| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |            |                                                                                                  |                                                                                                                                                       |
|---------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 毎 日                 | 監 査 費 用    | ファンドの純資産総額に年率0.011%(税抜0.01%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。                                          | ▶ <b>監査費用</b> : 公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用                                                                          |
| 随 時                 | その他の費用・手数料 | 組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。 | ▶ <b>売買委託手数料</b> : 有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料<br>▶ <b>信託事務の諸費用</b> : 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用<br>▶ <b>借入金の利息</b> : 受託会社等から一時的に資金を借入れた場合(立替金も含む)に発生する利息 |

❗ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

### ●税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 分配時               |                               | 換金(解約)時および償還時     |                                                   |
|-------------------|-------------------------------|-------------------|---------------------------------------------------|
| 所得税<br>および<br>地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315% | 所得税<br>および<br>地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益<br>(譲渡益)に対して20.315% |

- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・上記は有価証券届出書提出日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### (参考情報) ファンドの総経費率

| 総経費率(①+②) | ① 運用管理費用の比率 | ② その他費用の比率 |
|-----------|-------------|------------|
| 0.48%     | 0.47%       | 0.01%      |

- ・対象期間: 2025年10月15日～2026年4月14日
- ・対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- ・①運用管理費用の比率、②その他費用の比率および総経費率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、①と②の合計が総経費率の数字と一致しないことがあります。なお、前記「ファンドの費用」に記載の監査費用は、②その他費用の比率に含めています。
- ・費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。



## 目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。）

このページは、株式会社ゆうちょ銀行からのお知らせです。  
（このページの記載は目論見書としての情報ではございません。）

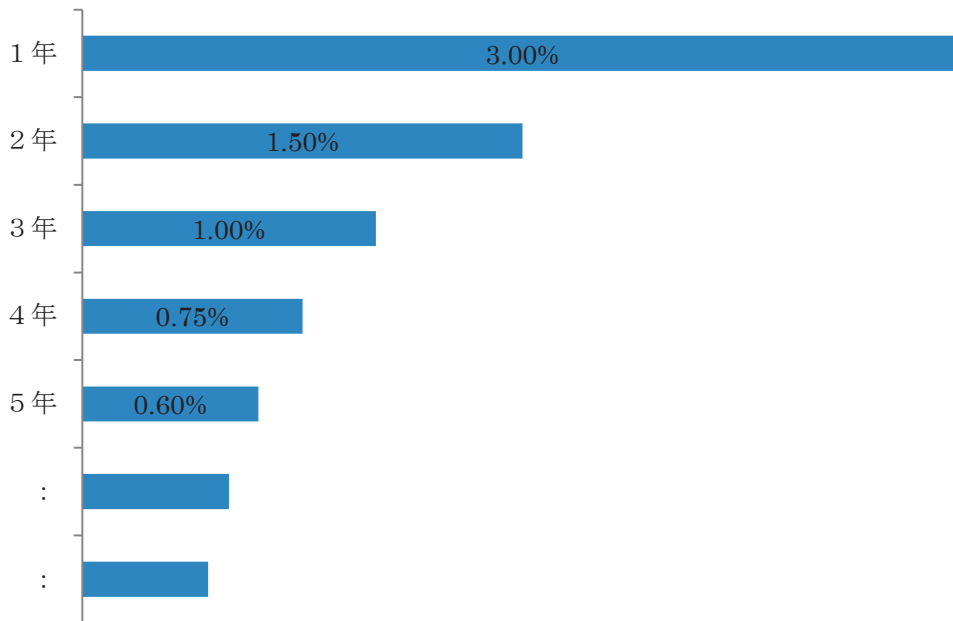
### 投資信託の購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

#### 例えば、購入時手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じた換金手数料をお支払いいただく場合があります。

その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書等でご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は目論見書等でご確認ください。

### 利益相反の可能性の情報提供に関するご説明

- 当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。
- ・当行は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。これは交付運用報告書等各種書類の交付、口座内でのファンドの管理、購入時の情報提供等の対価です。

## 目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。）

**この書面および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。**

### **この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません**

✓ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

### **投資信託のリスクについて**

- ✓ 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ✓ 投資信託は預貯金と異なります。

### **投資信託の手数料などの諸費用について**

- ✓ 購入時手数料（申込手数料）、運用管理費用（信託報酬）などお客さまにご負担いただきます諸経費の合計額、および種類毎の金額については、実際のお申込金額等に応じて異なる場合がありますので、事前に表示することができません。

**投資信託のリスク、手数料などの諸費用については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。**

### **投資信託に係る金融商品取引契約の概要**

当行は、投資信託の販売会社として、投資信託の募集の取り扱いおよび買取り、投資信託受益権に係る振替業ならびにこれらに付随する業務を行います。

なお、日本郵便株式会社は、当行の委託を受けて金融商品仲介業を行いますので、日本郵便株式会社でお受けした投資信託に関するお申し込みは、同社から当行に媒介されます。

### **登録金融機関業務の内容および方法の概要**

当行が行う登録金融機関業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく業務であり、当行においてファンドのお取引を行う場合は、次によります。

- ・ お取引に当っては、投資信託口座および振替決済口座を開設します。
- ・ お取引に係る購入代金および手数料その他の諸費用等は、当行所定の方法により、決済口座の現在高のうち購入代金等に充てる金額を指定する取り扱いをしようで、当行所定の日に払い戻します。
- ・ お取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます）には、取引報告書をお客さまに送付します。

### **当行の苦情処理措置および紛争解決措置**

当行の苦情処理措置および紛争解決措置においては、当行の加入する日本証券業協会から苦情の解決および紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター、または一般社団法人全国銀行協会の全国銀行協会相談室を利用することにより解決を図ります。

| 証券・金融商品あっせん相談センター |                                     | 全国銀行協会相談室 |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|
| 電話番号              | 0120-64-5005                        | 電話番号      | 0570-017109<br>または03-5252-3772      |
| 受付時間              | 9:00~17:00<br>(土・日・休日、12/31~1/3を除く) | 受付時間      | 9:00~17:00<br>(土・日・休日、12/31~1/3を除く) |

### **当行の概要**

|                      |                                                                                                                                                       |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商号等                  | 株式会社ゆうちょ銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第611号                                                                                                                     |
| 本店所在地                | 〒100-8996 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号                                                                                                                           |
| 加入協会                 | 日本証券業協会                                                                                                                                               |
| 資本金                  | 3兆5,000億円                                                                                                                                             |
| 主な事業                 | 銀行業務、登録金融機関業務                                                                                                                                         |
| 設立年月日                | 平成19年10月1日                                                                                                                                            |
| 対象事業者となっている認定投資者保護団体 | ございません。                                                                                                                                               |
| 連絡先                  | 投資信託コールセンター（電話番号0800-800-4104：通話料無料）<br>〔受付時間：平日9:00~18:00（土・日・休日、12/31~1/3を除く）〕<br>なお、お近くの株式会社ゆうちょ銀行の営業所または投資信託のお取り扱いをする日本郵便株式会社の郵便局にご連絡いただくこともできます。 |

※ この補完書面は、投資信託説明書（交付目論見書）の一部を構成するものではなく、この補完書面の情報は、投資信託説明書（交付目論見書）の記載情報ではありません。

※ この補完書面の情報の作成主体は、株式会社ゆうちょ銀行であり、作成責任は株式会社ゆうちょ銀行にあります。